

平成 24 年 5 月 21 日

寒河江市議会

議長 高橋勝文 様

請願者

住 所 寒河江市元町一丁目 17 番 5 号

氏 名 医療・教育の充実と西庁舎の存続を求める

西村山地区県民の会

会 長 高橋敏明

村山総合支庁西庁舎を充実し、地域づくりの拠点として機能強化を図るよう

県に対して「意見書」の提出を求める請願書

請願趣旨

県は、4月 25 日県議会に総合支庁分庁舎の見直し案を説明しました。その内容は、西庁舎の場合、税務課、農村整備課を来年度から廃止し、山形市の本庁舎に統合するものです。

もともと、西庁舎は地方事務所・建設事務所の廃止、総合支庁の設置に伴い、地域振興を図る目的で設置されたものであり、6 年前の森林整備課、建築住宅部門の廃止に引き続き、西庁舎の機能が縮小されてしまえば、将来的には県民相談、パスポート、建設、農業普及、福祉などの窓口廃止につながりかねない極めて重大な問題であります。

西庁舎をはじめ、国の出先機関、銀行、企業の各支店が集中してきた寒河江市は、西村山地域全体の地域振興の拠点としての歴史があり、その中心地に置かれた西庁舎が機能縮小することは、市町村と連携して地域振興を図るといふ県の方針に逆行するばかりか、地域経済・文化の衰退、過疎化に拍車をかけるものであります。

つきましては、身近な県政として「県民視点」「現場重視」「対話主義」を掲げ、県民に寄り添ったあったかい行政サービスを確保する立場に立って西庁舎を充実し、機能の強化を図るよう、意見書を県と県議会に提出されることを、地方自治法第 124 条の規定によりお願いいたします。

請願事項

総合行政機能を持つ村山総合支庁西庁舎を維持・存続し、地域づくりの拠点として機能の充実を図ること。

地方自治法第 124 条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。